

大豐

発行所
高知県長岡郡
大豊村中央公民館
電話 杉55番
印刷所
みちや印刷所
(無料配布)

地方財政の現状

昭和三十三年度地方税制改正についての考え方なりそのアウトラインなりを簡単に述べます。

最近の経済發展の正常化に伴う實質國民所得の伸びに伴い國税は勿論、地方税においてもかなりの自然増収が見込まれるのである。このような自然増収による國民の税負担の過重の状況をかえりみり、税負担の軽減合理化のため予期せざるどころの自然増収に該當する部分については減税の形で國民の懐に還元すべきであるとの臨時税制調査会の意見に基き政府は今回所得税一千億円の減税を行つたのであります。

地方税についても同様にして大中減税を断行すべきであると

昭和三十年度に比し

税率0.2%
引上げ

固定資産税については昨年度大巾に改正されたので今回改正された点は大規模横却資産に対する市町村の課税限度額を引上げたこと、自治体長官又は県知事の評価に係る固定資産について仮徴収の制度を設けたことと税額が極めて少額のものについては一期にその全額を徴収することができるとしたこと。以上であります。ところで特に御説明申上げ御了解して戴きたい点は本村は非常に自主的財源の乏しい村であり、到底自力に依る財政再建は極めて困難であり、且つこの儘では住民の福祉増進は期し得られないで茲に止むを得ず地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける

け国の指導方針に従つて自主財政確立のために昭和三十一年度以降固定資産税の税率を昭和三十年に比し〇・二パーセント引上げる（合併前の税率と率）と共に一方消費的経費を節減し税率改正に伴う増収分を眞に村民の福祉のための所謂投資的経費に充てると云う財政再建計画を策定して国の承認並に村議会の議決を経たわけであります。所で本村は分村等の特殊事情により財政再建計画の変更を行うことになつたので税法改正による国有資産等の所在市町村交付金及び納付金に關する法の施行による一般財源の増加をみたこと及び昭和三十一年度に於ける事業抑制その他によ

來る程ならばこの変更を機に昭和三十二年以降將は更に亘つて税率の引上を行はれない立前のもとに自治體に対する素内の経済その他各種事情を素直に訴えると共に計画内容についても具體的な検討を行つたのであります。矢張り本村に必要な村民福祉の爲の最低の事業を行つて行くには、一般財源の増進を必要とし、自主財源の健全全財政確立のためには止むを得ない措置であつたのであります。

固定資産税は昨年度の改正に依り評価額を三年間据置きとなつたのであります。実勢は年々或る程度の自然増収分を見込んでおります。昭和三十年度自治體長官の本村に指示された平均価格は別表の如く引上げ

第二章 村税

村民税

事による市町村間の負担の不均衡の緩和を図る事

② 所得税の減収に伴い昭和三十一年以降において自動的に生ずる所得割の減収をできる限り回避すると共に負担の軽減にも留意してその標準率を調整すること。

③ 法人税法の改正に準じ人格な社団等について法人税割を課税するものとする。

④ 税務行政の適正、円滑化を図るため特別徴収端数計算、法人税割の分割基準等について所要の改正を加えることとして市町村民の所得割の課税に当つては市町村はその課税標準額の算定に

(ロ) 課税総所得金額(才二課税方式)

(ハ) 総所得金額から基礎控除を控除した額(才二課税方式但し書)

(ニ) 課税総所得金額から所得税を控除した額(才三課税方式)

(ホ) 総所得金額から基礎控除額及所得税額を控除した額(才三課税方式但し書)

さて現行法がこれらの五つの方式の自由選択制を認めている趣旨は本税が地方税として地方税制に於ける応能原則に立脚した最も有力な税目であり、且市町村によつてその産業構造、財政状況、住民所得の分布状態等を異にしていることに鑑み、それぞれの市町村の実

はさむ余地はない制度である。しかしながら各市町村の課税方式の相違によつてその結果同一程度の所得者でありながら市町村間に於て所得割の負担額が著しく不均衡を生じ、しかもこのことは低額所得者について顕著となつてきている。

そこで一面において課税標準の算定方式の自由選択の特性を尊重すると、他面においてはどのような方式の相違による所得割負担の不均衡の拡大を緩和するための課税方式の場合に於てもその負擔額がおおむね、ひとしくなることを目的として別表の通り課税標準額に段階を区分し区分ごとの金額に應じて順次適用されるべき率を法定し、

得税の課税所得金額及所得率にもとづいて算定した才二課税方式の場合の負擔額に適合するよう税率を作為したことからそのものである。以上のように現行税率と比較して相當の引上げを行つて居りますことは冒頭に述べたやうに所得税の減収の補てんと現在の地方財政の現況では巨額の減税負担は許されないことにより実質的に住民の期待する税負担は軽減されない結果となつたわけである。

本村の財政実情を考慮し、更に住民の税負担の過重等を考えまして改正されたた順次税率の範囲内において適當な税率を村議会に諮り定めるなければならないと考えます。

完納で築け明るい吾が村を

補助金交付基準

完納税組合には多額の補助金を交付して納税者一人残らず、一日も早く組合を結成せられるよう御願い致します。尚、納税組合補助金交付基準は次の通りです。

一、組合員十五名未満 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の四以内 百分の三以内
二、組合員十五名以上二十五名未満 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の五以内 百分の四以内
三、組合員二十五名以上三十五名未満 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の六以内 百分の五以内
四、組合員三十五名以上五十名未満 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の七以内 百分の六以内
五、組合員五十名以上七十名未満 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の八 百分の七
六、組合員七十名以上百名未満 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の十 百分の八・五
七、組合員百名以上 組合員の全員が完納した場合 した場合	百分の十二 百分の十

民福祉事業を強力に推進を還する事を御約束致します。行方ことに依つて皆様方の村税については以上が昨年。税扱は必ず皆様方のためにと度変つた点であります。

(平 年 度)

課 税 標 準 額		段階ごと の 税 率
以 上	以 下	
円	円	%
～	50,000	2
50,001	200,000	3
200,001	500,000	4
500,001	1,000,000	5
1,000,001	1,500,000	6
1,500,001	2,500,000	7
2,500,001	4,000,000	8
4,000,001	6,000,000	9
6,000,001		10

(昭和33年度)

課 税 標 準 額		段階ごと
以 上	以 下	の 税 率
~円	30,000円	2 %
30,001	50,000	2.2
50,001	80,000	3
80,001	150,000	3.1
150,001	260,000	3.5
260,001	300,000	4.1
300,001	500,000	4.4
500,001	800,000	5.4
800,001	1,000,000	5.5
1,000,001	1,200,000	6.3
1,200,001	1,500,000	6.5
1,500,001	2,000,000	7.2
2,000,001	2,500,000	7.4
2,500,001	3,000,000	8.1
3,000,001	4,000,000	8.3
4,000,001	5,000,000	9.1
5,000,001		9.2

【表一】

第一 課 稅 方 式

課税標準額所得税額	昭和32年度		昭和33年度		平年度	
	標準	制限	標準	制限	標準	制限
	百分の十五	百分の十八	百分の十八・五	百分の二十二	百分の二十	百分の二十四

所得税

大中に減税

今回の税制改正で特に注目すべきものは、何と云っても所得税の大引減税である。所得税の大引減税は、所得者の負担の軽減に留意し、税率の累進性の緩和に重点を置いて、控除及び税率をそれぞれ、

(イ) 基礎控除については、一万円を引き上げて九万二、千円とする(ただし昭和三十一年分については八万七千五百円)

事業税

(一) 中小企業法人の事業税負担を軽減するため、事業税の課税標準とする事業を行う一般法人について、その標準税率を次のように引き下げる。

県税

(2) 遊興飲食税

(ロ) 飲食店、喫茶店、その他これらに類する場所及び旅館における、一人一回の料金(客室料金を除く)が三、千円以下の場合、

税金

電気が

電気の普及に伴い、電気の消費が増加し、電気の料金も高騰している。このため、電気の消費税を徴収することになった。

電気の消費税は、電気の料金に一定の割合で附加される。この割合は、電気の用途によって異なる。

電気が

電気の消費税は、電気の料金に一定の割合で附加される。この割合は、電気の用途によって異なる。

税金

電気が

電気の消費税は、電気の料金に一定の割合で附加される。この割合は、電気の用途によって異なる。

一人当り村税負担調べ

昭和31年度

税目	納税総額	納税者数	一人当り負担額
村民税	2,000,000円	1,000人	2,000円
固定資産税	1,000,000円	1,000人	1,000円
平均	3,000,000円	2,000人	1,500円
全国平均	3,000,000円	2,000人	1,500円

三十一年度村税徴収実績。徴収率は、前年度に比べて、若干の上昇を認める。

三十一年度

三十一年度の村税徴収実績は、前年度に比べて、若干の上昇を認める。

三十一年度

三十一年度

三十一年度の村税徴収実績は、前年度に比べて、若干の上昇を認める。

強力な協同化が必要

補助、融資等も研究中

大豊村農業振興五ヶ年計画。強力な協同化が必要。補助、融資等も研究中。

大豊村農業振興五ヶ年計画。強力な協同化が必要。補助、融資等も研究中。

強力な協同化が必要

大豊村農業振興五ヶ年計画。強力な協同化が必要。補助、融資等も研究中。

強力な協同化が必要

強力な協同化が必要

大豊村農業振興五ヶ年計画。強力な協同化が必要。補助、融資等も研究中。

最高二〇万円を貸付

自作農維持資金

自作農維持資金。最高二〇万円を貸付。自作農維持資金。

自作農維持資金。最高二〇万円を貸付。自作農維持資金。

自作農維持資金

自作農維持資金。最高二〇万円を貸付。自作農維持資金。

自作農維持資金

自作農維持資金

自作農維持資金。最高二〇万円を貸付。自作農維持資金。

マン、黒三度、山菜改良

果樹の品種改良

果樹の品種改良。マン、黒三度、山菜改良。果樹の品種改良。

果樹の品種改良。マン、黒三度、山菜改良。果樹の品種改良。

果樹の品種改良

果樹の品種改良。マン、黒三度、山菜改良。果樹の品種改良。

果樹の品種改良

果樹の品種改良

果樹の品種改良。マン、黒三度、山菜改良。果樹の品種改良。